

諮詢日 令和5年7月28日
答申日 令和6年1月26日

答 申

第1 審査会の結論

戸田市長（以下「実施機関」という。）が、令和4年9月20日付け戸行管第508号で審査請求人に対して行った情報部分公開決定に係る処分（以下「本件処分」という。）は妥当である。

第2 審査請求の趣旨及び経過

1 審査請求の趣旨

審査請求人による令和4年10月28日付け審査請求（以下「本件審査請求」という。）の趣旨は、本件処分を取り消すとの裁決を求めるものである。

2 審査請求の経過

(1) 審査請求人は、令和4年9月5日付けで実施機関に対し、「令和4年8月10日付け戸下第631号の情報部分公開決定通知書に関して、当該請求に係る情報公開請求書の受付した日から当該通知書の送付の日までの間に、当該実施機関等の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面及び電磁的記録であって、当該実施機関等の職員が組織的に用いるものとして当該実施機関が管理し、保有している行政文書を一式」について、戸田市情報公開条例の一部を改正する条例（令和4年条例第31号）による改正前の戸田市情報公開条例（平成11年条例第2号。以下「条例」という。）第6条に基づき行政文書の公開請求を行った（以下「本件情報公開請求」という。）。

(2) 実施機関は、令和4年9月20日に、情報公開請求書（No.13）の收受起案一式（戸行管第390号）、情報公開請求書（No.13）に対する公開物を送付した際の事務連絡、納入通知書及び書留・特定記録郵便等受領証について、特定の個人が識別され得る情報にあたる部分を非公開とする本件処分をし、本件処分に関する情報部分公開決定通知書（以下「本件通知書」という。）を同年9月21日付けで本人に郵送した。

(3) 審査請求人は、本件処分を不服として令和4年10月28日に実施機関に対し、条例第16条に基づき、本件審査請求をした。

第3 審査請求人及び実施機関の主張

1 審査請求人の主張

審査請求人が提出した令和4年10月28日付け審査請求書、令和5年2月1日付け反論書によると、審査請求人の主張は概ね以下のとおりである。

(1) 特定した行政文書の「件名又は内容」について

本件通知書の「件名又は内容」には情報公開請求書と全く同じ内容が記載されているが、行政文書の名称、公開された部分及び非公開部分の体裁等を検討することによって、非公開の理由を推測できる程度のものであって、理由提示を必要とする戸田市行政手続条例（平成10年条例第27号。以下「手続条例」という。）第8条第1項の趣旨に照らし、適切さを欠く。

本件通知書の「件名又は内容」には、特定した行政文書の名称と情報公開請求書に記載された「件名又は内容」を併記し、「公開することができない部分及び理由」に特定した行政文書とその中のどの部分が公開できないかを示すべきである。

(2) 特定された行政文書について

本件通知書の「費用」欄には、紙による写しの交付にかかる金額が記載されている。公開物は総合文書管理システムから印刷された起案一式と推定されるので、この行政文書は「電磁的記録」である。実施機関は「電磁的記録」を保有しているながら、特定した行政文書を「電磁的記録」とせず、「文書」と偽った処分を行った。

戸田市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則（令和5年規則第14号）による改正前の戸田市情報公開条例施行規則（平成11年規則第12号。以下「規則」という。）第5条第3号によれば、電磁的記録はアからエまでの4種類の方法により公開することができるが、本件通知書ではアの方法のみしか提示されていない。審査請求人は情報公開請求書において、「郵送による写し等の交付」を選択しているため、ウ（フロッピーディスク等に複写したものの交付）及びエ（電子メールに添付する方法による交付）の方法を選択できたが、本件通知書はその二つの方法を示していない不適当な通知である。

(3) 以上により、審査請求人は、条例第5条の公開請求権を侵害されている。

(4) 公開物の郵送代について

公開物の送付に当たって、配達証明分の費用を含む郵送代の切手を送付した。送付する前に情報公開制度の事務を担当する行政管理課に電話し、配達証明の費用負担をすべき理由を尋ねたところ、公開物が確実に配達されたことを確認するためとの説明を受けた。審査請求人は配達証明を必要としておらず、配達を確認する必要があれば、その費用は処分庁が負担すべきである。処分庁は別の通知書や公開物を配達証明で郵送し、審査請求人に郵便物が届くことが確認できていたと思えるので、公開物の郵送の際に再度配達証明をする必要はなく、戸田市の業務の中で返信用封筒を利用する事例と比較しても、負担の公正、公平性が損なわれている。よって、審査請求人が負担した郵送代のうち配達証明755円の返還を求める。

この件については、手続条例に規定する処分に該当しないため、審査請求対象外

とされることは承服するが、公開物の郵送代について及び交付方法ごとの実費を本件通知書に記載することについて戸田市情報公開・個人情報保護運営審議会への諮問を要望する。併せて、公開物の裏面への押印についても、電磁的記録を紙での写しの交付とされた懸念があるので、同様に同審議会への諮問を要望する。

2 実施機関の主張

本件処分に関する実施機関の主張については、令和4年12月26日付けの弁明書によれば、概ね以下のとおりである。

(1) 特定した行政文書の「件名又は内容」について

情報部分公開決定通知書では、行政文書の公開請求をした者（以下「請求者」という。）が請求した行政文書に関する通知書であることを明確にし、請求した行政文書と公開された行政文書に紛れを生じさせないために、情報公開請求書に記載された「件名又は内容」と同内容を記載している。非公開部分の理由付記は、「件名又は内容」欄ではなく「公開することができない部分及び理由」欄に記載している。

(2) 特定された行政文書について

本件通知書における「費用」欄は交付の方法に係る実費を記載しているのであり、実施機関が保有する行政文書の区分を記載する欄ではない。

(3) 公開物の郵送代について

手続条例第5条に規定する審査基準である「条例適用申請に対する処分個票」では、条例第15条の費用負担は処分に該当しないため、審査請求することができない。

(4) なお、審査請求人が主張する条例第5条の公開請求権の侵害について、実施機関は特に弁明していないが、弁明書全体を通じ結論として、本件処分に違法又は不当な点はないとしている。

第4 審査会の判断

審査会は、審査請求人及び実施機関の主張並びに実施機関から提出された関連文書を検討した結果、以下の理由により、「第1 審査会の結論」記載のとおりの結論に達した。

1 情報部分公開決定通知の記載方法について

規則第3条第1項第2号に基づく情報部分公開決定通知書（第3号様式）は、実施機関が部分公開を決定する場合の通知書の様式を規定しており、「件名又は内容」及び「公開することができない部分及び理由」を記載するものとしている。情報公開請求書の様式を定める規則第2条に基づく第1号様式と比較すれば、第3号様式における「件名又は内容」は、同一の項目をもつ情報公開請求書との関連から、情報公開請求と情報部分公開決定の同一性を確認することに資するものであると解される。同じく「公開することができない部分及び理由」は、公開する部分と公開しない部分を明

確に区別して、部分公開とする判断の理由を明示する趣旨があるものと解される。

審査請求人の主張によれば、本件通知書には、特定した行政文書の件名と情報公開請求書に記載された件名又は内容を併記するべきであり、それが、行政処分における理由付記を要求する手続条例第8条第1号の趣旨に合致するというが、部分公開決定を内容とする本件通知書では、「公開することができない部分及び理由」が明記されており、審査請求人が求める行政文書を特定することと、処分内容の理由を付記することは実質的に満たされているといえる。

2 電磁的記録の公開方法について

規則第5条第3号アは、電磁的記録の公開の方法の一つとして、電磁的記録を用紙に出力したものを見せて又はこれを交付することを規定しており、これを受けて実施機関では、電磁的記録を用紙に出力したものを見せて又はこれを交付するという運用が行われている。

審査請求人は、本件処分により公開された文書はいずれも電磁的記録であり、よってその公開は、規則第5条第3号ウ及びエに規定される方法が選択可能であり、したがって、紙による写しの交付を前提にした、本件通知書の「費用」欄の記載は不適当であると主張するが、上記のとおり、電磁的記録を用紙に出力したものを見せて又はこれを交付することは、規則第5条第3号に規定するものであり、本件の公開方法に違法性はない。

3 情報部分公開決定の運用について

条例第16条第1項は、実施機関の公開決定に不服のある者は、当該実施機関に対し審査請求ができると規定し、条例第17条第1項は、実施機関の諮問に応じ審査請求について調査及び審査をし、答申を行う機関として戸田市情報公開・個人情報保護審査会を設置しており、条例第18条は、実施機関は、審査請求があった場合に、同審査会に諮問しなければならないと規定している。

審査請求人の主張によれば、第1に、写し等の送付に要する費用のうち配達証明の料金に係る部分は、請求者でなく実施機関が負担するべきであるという。ところで、条例第15条ただし書は、写し等の送付に要する実費は請求者の負担とすると規定しており、これらを受けて実施機関では、公開物を請求者に配達証明により送付し、配達証明の料金を郵便料の額として請求者の負担とする運用が行われているものである。よって、審査請求人の主張は、これら写し等の送付に要する費用に係る規定及び運用に対して疑義を呈するものにすぎない。

第2に、公開物の裏面に付される押印は、電磁的記録を用紙に出力しなければ押されることのない、本来不要なものであるという。ところで、実施機関では、電磁的記録の公開は、これを用紙に出力したものの閲覧又は交付により行っていることは上記に述べたとおりであるが、その際、交付する用紙には、それが戸田市の情報公開制度において発行した文書であることを明示するために押印する運用が行われているもの

である。よって、審査請求人の主張は、これら電磁的記録の公開方法に係る規定及び運用に対して疑義を呈するものにすぎない。

したがって、これらの疑義は、本件処分及び本件審査請求に関するものではないから、よって審査会が調査審議すべき対象には含まれないと判断する。

4 公開請求権の侵害について

条例第5条は、条例の定めるところにより実施機関に対し行政文書の公開請求をでることを規定するものであって、条例が規定する要件が個別に充足されているか否かと離れて、請求者に具体的な公開請求権を保障するものではない。したがって、上記1から3で述べたとおり、本件部分公開決定は、審査請求人の実施機関に対し公開請求をする権利を侵害するものではない。

5 結論

これらのことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。